

わになって みんなポカポカ 大鰐町

広報

おおわに

6月号
令和5年
(2023年)
No.737



今月のおもな内容

- ◇ まちの話題 2
- ◇ まちのお知らせ 3
- ◇ こちら警察・消防! 11
- ◇ 月替わりの掲載コーナー! 12
- ◇ おおわにかから版 14
- ◇ わが家のめごこほか 16
- 17
- 18



大鰐町保健協力員委嘱状交付式が開かれました

町民の健康づくりを推進するため、健康についてのさまざまな取組みを行う、大鰐町保健協力員の委嘱状交付式が4月18日、町中央公民館で開かれました。

総勢60名の保健協力員を代表し、花岡久美子さんが町長から委嘱状を受け取りました。

花岡会長は「保健協力員皆さんのおかげで令和4年度を終えることができ、令和5年度は気持ちを新たに活動する」と挨拶しました。

大鰐町交通安全母の会総会が開かれました

大鰐町交通安全母の会の第44回定時総会が4月28日、町中央公民館で開かれました。

総会では、同会の成田さなえ会長から「近所の高齢者、子供が犠牲にならないよう、これからも母の会で活動していく」と挨拶があり、交通事故犠牲者に対する黙祷や令和4年度事業報告、令和5年度事業計画などの審議が行われたほか、役員改選では、成田さなえ会長が再任となりました。



監査委員に選任されました

4月27日に開催された、第4回町議会臨時会で藤田賀津彦議員が議会の同意を得て、町監査委員に選任されました。

それに伴い、町監査委員辞令交付式が4月28日、町長室で行われました。

藤田監査委員は「議員の代表として、しっかりと監査していきたい」と抱負を述べました。

春の鰐come祭り

春の鰐come祭りが5月13日、14日の2日間にわたり、町地域交流センター鰐come中庭イベント広場で行われました。

町内外から約15店舗が出店し、県産乾物やたこ焼き、アップルパイなど美味しいグルメが勢揃いしました。

初日は、つつじが見頃を迎えていることや天候にも恵まれたこともあり、風が強い中でしたが、客足が途切れることなく大盛況でした。

子宮頸がん検診・乳がん検診（個別検診）のお知らせ

都合の良い時期に受診できるよう、医療機関で検診を実施いたします。対象者には、5月下旬に受診券、検診のご案内、指定医療機関一覧、受診票（乳がん検診のみ）を送付しています。80歳以上の方で検診を受けたい方は、ご連絡ください。

2年に1回の検診となりますので、是非受診しましょう。

●検診内容及び対象者

検診名	検診内容	対象者
子宮頸がん検診	問診、視診、内診、細胞診	20歳以上の女性 (平成16年3月31日以前に生まれた方で、令和6年3月31日時点で偶数年齢に達する方)
乳がん検診	問診、マンモグラフィ（乳房X線検査）	40歳以上の女性 (昭和59年3月31日以前に生まれた方で、令和6年3月31日時点で偶数年齢に達する方)

●実施期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

●料金 無料（卵巣超音波検査や追加検査等を実施する場合は、別途料金がかかります。検診とは別日に追加検査等を実施する場合がありますので、予約時にご確認ください。）

●指定医療機関

◎子宮頸がん

【弘前市】 いちろうクリニック（☎26・1692）/ 健生病院（☎55・7717）/ しらとりレディースクリニック（☎33・2822）/ 鳴海病院（☎37・2550）/ 国立病院機構 弘前総合医療センター（☎32・4311）/ 弘前レディースクリニック（☎35・2110）/ 藤盛医院（☎32・0974）/ メーラ、レディースクリニック（☎31・1882）/ レディースクリニックすごう（☎28・8181）/ 弘前市医師会健診センター（☎39・6611）/ 婦人科さかもともみクリニック（☎29・5080）/ ゆざわ産婦人科クリニック（☎35・4635）

【黒石市】 黒石病院（☎52・2121）/ レディス・みかみクリニック（☎52・8618）

◎乳がん

【弘前市】 健生病院（☎55・7717）/ 鳴海病院（☎37・2550）/ 弘前市医師会健診センター（☎39・6611）/ くりたクリニック（☎31・2100）

【黒石市】 黒石病院（☎52・2121）

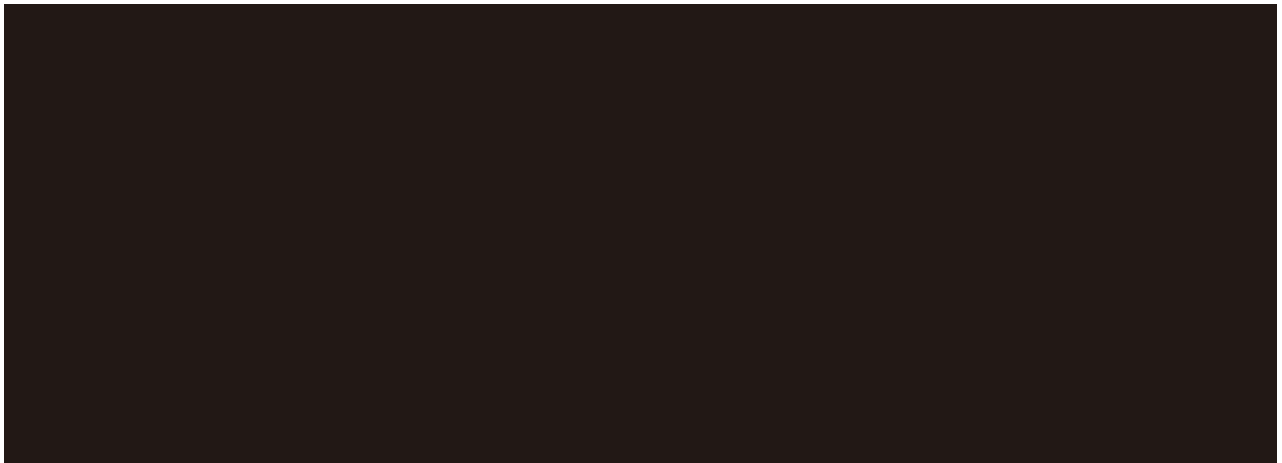
●受診方法

指定医療機関に直接申し込み、受診券を持参して受診してください。



■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

有料
広告



身体障害者「巡回診査」実施について

身体障害者手帳の交付や再認定のための審査と更生相談を行います。料金は無料です。

《実施日等》

- 実施日 令和5年7月4日(火)
 - 場所 弘前市総合学習センター(弘前市大字末広4丁目10-1)
 - 実施科目 整形外科(肢体不自由)
 - 受付時間 9時30分～10時30分
 - 診査時間 10時～12時30分
 - 持参する物
 - ①身体障害者手帳(手帳がある方のみ)
 - ②健康保険証等(身体障害者手帳の交付のための診査を受ける場合)
 - ③身体障害者手帳の交付のための診査を受ける場合は、かかりつけ医の紹介状やレントゲン写真等病名、治療の状況等を確認できる書類を持参してください。
- ※手帳を既にお持ちで再認定が必要な方については、別途お知らせします。

●対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、再認定を要する方。
- ②身体障害者手帳の交付を受けたい方。
- ③身体障害者手帳の障害程度及び等級に変更があるため、診査を受けたい方。
- ④義肢・装具等の補装具の交付、再交付、又は修理を必要とする方。ただし、特例補装具、電動車椅子、座位保持装置、骨格構造義肢等、複雑な処方を要する義肢・装具、オーダーメイド又はモジュラー方式による車椅子の処方はいりませんので、ご注意ください。

※巡回診査を希望される方は、令和5年6月14日(水)までに下記担当までお知らせください。

※当日の診査で得られる情報のみでは判定が出来ないことがあります。

また、身体障害者手帳の障害程度再認定が必要な方は、指定医師のいる医療機関においても再認定診断書が作成できます。

■お問合せ・お申込み

保健福祉課福祉係 ☎55・6568(直通)

農業者年金を受給されている皆様へ

農業者年金を受給されている方は、毎年5月末頃に農業者年金基金から郵送される「**現況届**」を、毎年**6月中**に農業委員会に提出することになっています。

農業者年金の受給に関わりますので、忘れずに提出くださるようお願いいたします。

■お問合せ 農業委員会
☎55・6592(直通)



地域包括支援係だより

知って防ごう オーラルフレイル

「フレイル」とは加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で「健康」と「要介護」の中間の状態です。その中でも、噛む・飲み込む・話すといった口腔機能が衰えることを「オーラルフレイル」といいます。お口の衰えは、全身の機能低下につながり、要介護状態や死亡のリスクを高めます。

自分の今の状態をチェックし、お口の体操を行ってオーラルフレイルを予防しましょう。

お口の健康状態を保つためのセルフチェック

質問項目	はい	いいえ
半年前と比べて、かたいものが食べにくくなった	2	0
お茶や汁物でむせることがある	2	0
義歯（入れ歯）を入れている	2	0
口の乾きが気になる	1	0
半年前と比べて、外出が少なくなった	1	0
さきイカ、たくあんくらいのかたさの食べ物をかむことができる	0	1
1日に2回以上、歯を磨く	0	1
1年に1回以上、歯医者に行く	0	1



合計の点数	0～2点	オーラルフレイルの危険性は低い
	3点	オーラルフレイルの危険性あり
	4点以上	オーラルフレイルの危険性が高い

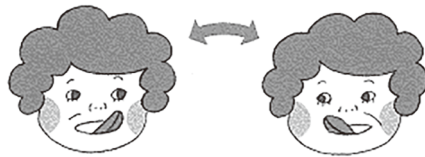
東京大学高齢社会総合研究機構 田中、飯島 作表

◎お口の体操

①舌のストレッチ（よく噛み、よく飲込めるように）



舌を「べーっ」と前に出す（3回）



出した舌を動かす（上下左右各3回）



舌をゆっくりと回しながら唇をなめる（3回）

②唾液腺マッサージ（口の渇きを防ぎ、唾液を増やす）

耳下腺（じかせん）

両耳の前を、親指以外の4本の指をそろえて後ろから前に向かって円を描くように10回マッサージをします。



顎下腺（がっかせん）

耳の下からあごの下の柔らかいところを5箇所位に分けて親指で10回押しします。



舌下腺（ぜっかせん）

両手の親指で、あごの下を突き上げるように10回押しします。



■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、**「印鑑登録証（カード）」**がなければ交付ができませんのでご注意ください。

●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】

スマートフォン：



電話：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。

受付時間は、17時～19時となります。手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。

●インターネットからのご予約
スマートフォン・パソコン

受取予約



申請予約



町HP・「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいで、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月先までできます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎55・6563（直通）

国民健康保険被保険者の皆様へ

●国民健康保険税の納税通知書が送付予定です

令和5年度の国民健康保険税の納税通知書が、7月上旬頃に世帯主宛てに送付予定です。また、納税組合に加入している世帯の分は、納税組合へ送付されています。

保険税はみなさんの医療費に充てられる国保の大切な財源です。納期限内に必ず納めましょう。

●保険税の決め方

次の区分ごとに計算し、合計額により保険税額が決定されます。保険税の納税義務者は世帯主です。

【令和5年度の税率等】

区 分	内 容	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護給付費分
所得割	被保険者の所得に応じて計算されます。 総所得金額から基礎控除額（43万円） を控除した額に率を掛けます。	7.5%	2.9%	2.8%
均等割	被保険者数に応じて計算されます。	20,000円	9,800円	9,800円
平等割	1世帯につき一律の金額です。	25,000円	9,800円	9,800円
課税限度額	1世帯当たりの保険税の上限額です。	65万円	22万円	17万円

★40歳未満の人

医療給付費分＋後期高齢者支援金分を納めます。介護給付費分の負担はありません。

★40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）

医療給付費分＋後期高齢者支援金分＋介護給付費分を納めます。

★65歳以上75歳未満の人（介護保険の第1号被保険者）

医療給付費分＋後期高齢者支援金分を納めます。介護保険料は別に納めます。

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引きとなります。なお、年金からの天引きとなる人でも、口座振替への変更が可能です。

●保険税の軽減・減免措置

★低所得者に対する保険税の軽減

一定の所得以下の世帯について、保険税を軽減する制度です。軽減には、2割軽減、5割軽減、7割軽減があり、均等割額と平等割額が減額されます。ただし、未申告者がいるなど、所得が不明な世帯は軽減が受けられませんので、必ず申告してください。所得がない方も、その旨を申告してください。

★後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

同じ世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行することで、国保被保険者が1人となった世帯は、対象となってから5年間は平等割額（医療給付費分＋後期高齢者支援金分）分を2分の1軽減し、その後3年間は4分の1軽減されます。

★非自発的失業者の軽減措置

会社の倒産や解雇など、非自発的失業者となった65歳未満の人の保険税は、翌年度末までの間、前年の給与所得のみを30%として算定します。

★未就学児に係る保険税の被保険者均等割額の軽減措置

未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）に係る均等割分の5割が公費負担となるため、一部が軽減されます。

●口座振替が便利です

保険税納付を口座振替にすれば、納め忘れの心配がなく便利です。納税通知書、預金通帳、通帳届出印を持って、金融機関で手続きしてください。取扱い金融機関は、青森銀行、東奥信用金庫、つがる弘前農協、ゆうちょ銀行です。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

令和5年度春の狂犬病予防注射を実施します

月 日	実 施 場 所	実 施 時 間
6月15日 (木)	元長峰多目的集会センター	9:30～ 9:45
	苦木多目的集会センター	9:55～10:05
	長峰多目的集会センター	10:15～10:25
	大鰐町農家高齢者創作館	10:35～10:40
	駒ノ台へき地保健福祉館	10:50～10:55
	唐牛構造改善センター	11:10～11:30
	森林浴交流センターしまだ	13:00～13:05
	早瀬野多目的集会センター	13:15～13:20
	虹貝新田へき地保健福祉館	13:30～13:35
	虹貝コミュニティセンター	13:45～14:00
6月16日 (金)	高野新田多目的集会センター	9:20～ 9:30
	居士多目的集会センター	9:40～ 9:50
	折紙多目的集会センター	10:00～10:05
	三ツ目内生活改善センター	10:15～10:30
	森山多目的研修センター	10:40～10:45
	八幡館社会福祉館	10:55～11:10
	宿川原生活改善センター	11:20～11:30
	大鰐町総合福祉センター	13:00～13:30
青柳会館（カラコ）駐車場	13:40～14:10	
6月17日 (土)	大鰐町役場	9:00～11:00

※実施場所が昨年と変更されている場合があります。ご注意ください。お住まいの近くの実施場所以外でも予防注射が可能です。

『一年に一度は必ず予防注射を受けさせましょう。』

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎55・6563（直通）

令和5年度人権特設相談所を開設します

日々の生活の中で、どこに相談してよいのか分からなくて困っていること、人権問題ではないかと感じることはありませんか？

大鰐町人権擁護委員が、右の日程で、無料で相談に応じ、相談内容は秘密厳守です。ひとりで悩まずご相談ください。

令和5年度人権擁護委員は、山口裕子委員、下山泰弥委員、田中潔委員、山谷和之委員、神 隆文委員、山本孝一委員の6名です。

なお、相談時間はいずれも10時～15時までです。

■お問合せ
住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

開設日	場 所
6月7日（水）	中央公民館
9月6日（水）	中央公民館
10月11日（水）	中央公民館
11月8日（水）	居士多目的集会センター
12月6日（水）	大鰐町役場
1月10日（水）	大鰐町役場
2月7日（水）	大鰐町役場
3月6日（水）	大鰐町役場

農家の皆様へ

農業者年金に加入しませんか？

～農業者年金は、国民年金の“上乘せ”として農業者だけが加入できる終身年金です。～

【加入要件】

- ①年間60日以上農業に従事していますか？ はい いいえ
- ②20歳以上60歳未満ですか？ はい いいえ
- ③国民年金の第1号被保険者※ですか？ はい いいえ
- (国民年金保険料納付免除者を除く)

※ 第1号被保険者とは、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生および無職の方とその配偶者の方（厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方）。

⇒上記①～③すべて「はい」に該当する方は、農業者年金の加入要件を満たしています！

(60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者の方は、①のみ満たしていれば加入できます。)

要件を満たしていれば、経営者や配偶者、後継者などの家族、農業従事者やパートタイマー、兼業農家の方も加入できます。

詳しくは、農業者年金基金 HP または農業委員会までお気軽にご相談ください。

■お問合せ 農業委員会 ☎55・6592 (直通)

年金から天引きされる保険料(税)のお知らせは必ず確認しましょう

年金を受給されている方にお知らせです。令和5年度の介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、所得税及び復興特別所得税額、個人住民税額が年金から天引きされる（これを特別徴収といいます。）場合は、6月に年金機構から発送されている「年金振込通知書」に特別徴収される対象月と特別徴収額が記載されています。8月以降の額は、予定額として6月の額が記載されています。

前年度の収入から各保険料(税)額が決定される7月になると町から、令和5年度の各保険料(税)決定通知書が発送されます。

納付方法のご案内も同封する予定ですが、いま一度日本年金機構から届く年金振込通知書も確認しましょう。

右のような通知書がお手元にある方はご確認をお願いします。

■お問合せ

弘前年金事務所 ☎27・1339

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・05・1165 (ナビダイヤル)

住民生活課国保年金係 ☎55・6563 (直通)

年金振込通知書					(振込予定日) 年 月 日	
年金の制度・種類			年金		振込先	
基礎年金番号・年金コード			要給付者氏名			
各支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)する額および控除後振込額						
	令和4年	令和5年	令和5年	令和5年	参考:前払支払額	
	6月	7月	8月	9月	(令和4年)	
	各期	各期	各期	各期	支払額	
年金支払額	円	円	円	円	円	円
介護保険料額	円	円	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	円	円	円	円	円	円
個人住民税額	円	円	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円	円	円

※ 8月以降の年金から特別徴収する保険料等(下面参照)の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

印 影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書について

■ 振込予定日 年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

令和4年	6月15日・8月15日・10月14日・12月15日	令和5年	2月15日・4月14日
	(4月・5月分) (6月・7月分) (8月・9月分) (10月・11月分)		(12月・1月分) (2月・3月分)

■ 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた繰上りの合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、繰上りを加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 上記の「年金振込通知書」に令和5年4月までの支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 上記の「年金振込通知書」で、「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を含んでいます。

■ 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。
- ※年金から特別徴収する保険料(税)の金額については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

XXXX XXXX XXXX

～おためし居住体験事業～

移住希望者に大鰐の暮らしを体験してもらいました

町が実施する「おためし居住体験事業」とは、町への移住を検討・希望している県外在住の方が町での暮らしを体験することにより実際の生活をイメージしてもらう取組です。

コロナ禍で体験希望者を受入できずにいましたが、この度、都内在住の2名が6日間、町での暮らしを体験しました。



担当職員が面談を実施。体験を希望したきっかけなどを聞き取りし、最後にレポートを提出してもらいました。



体験メニューの「まちあるき体験」。町の歴史を学びながら町の雰囲気を感じてもらいました。

【体験者の声 】

体験前は、青森というだけで田舎で寂しい印象がありましたが、自然豊かで人が温かい魅力的な環境を満喫することができました。

地元のスーパーで食材を買い自炊をして過ごしましたが、生活する分には特に不便なく、町の穏やかで昔懐かしい雰囲気がとても心地良かったです。弘前や青森へのアクセスの良さも体感でき、大鰐町を含む津軽地域への移住を前向きに検討したいと思います。



～お近くに移住やUターン等を希望する方がいらっしゃいましたらご案内ください～

大鰐町おためし居住体験

- 対象者** 町への移住（Uターン等を含む）を検討している青森県外に住所を有する方 など
- 利用期間** 2泊3日～6泊7日（原則、土・日・祝日のみの利用は不可）
- 宿泊施設** 「大鰐町移住交流体験施設等登録台帳（※）」に掲載のある施設
- 料金** 1泊につき、1人2,000円（食事・交通費は自己負担）
- 体験メニュー** 「大鰐町移住交流体験施設等登録台帳（※）」に掲載のあるメニュー（まちあるき体験、りんご農作業体験など）

▶その他にも条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※「大鰐町移住交流体験施設等登録台帳」…随時登録を受け付けております。詳しくは下記までお問い合わせください。

■お問合せ

企画観光課移住定住促進係 ☎55・6561（直通）

原子力施設立地振興対策事業助成金で整備しました

(公財)むつ小川原地域・産業振興財団の『令和4年度原子力施設立地振興対策事業助成金』により、次の事業を実施しました。

●事業名 基幹産業育成事業

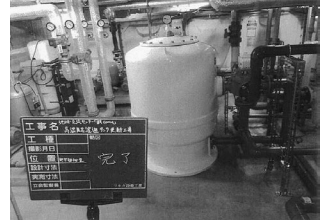
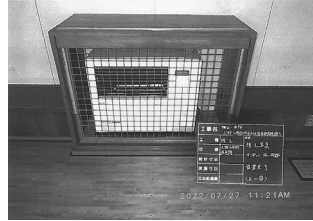
- ・事業費 6,203,209円 (うち助成金 5,000,000円)
- ・事業内容 農業生産施設整備促進事業



●事業名 公共施設整備事業

- ・事業費 8,033,300円 (うち助成金5,000,000円)
- ・事業内容

- ①大鰐小学校暖房機更新事業 3,710,300円
- ②地域交流センター鰐 come 改修工事 4,323,000円



●事業名 温泉管理施設整備事業

- ・事業費 5,222,800円 (うち助成金4,000,000)
- ・事業内容 青柳配湯所貯湯槽改修工事



■お問合せ

企画観光課企画係 ☎55・6561

～75歳以上の方にお知らせです～

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

●「お薬代負担軽減のご案内」の送付について

ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性がある方へ、「お薬代負担軽減のご案内」を6月下旬に送付し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

●振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。

※届出がないと、振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563 (直通)

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

布団の処分や点検を口実にした強引な訪問販売に注意!

「処分してもいい布団はないか」「無料で布団を点検します」など口実に、言葉巧みに布団の購入やリフォームの契約を迫る悪質な手口の相談が後を絶ちません。

訪問販売での契約は、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合がありますので、おかしいな、困ったなと思ったら、すぐに消費生活ホットライン「188(いちゃ)」にご相談ください。

また、高齢者が誰にも相談できずに一人で悩んでいる場合もありますので、家の中に不要な商品や契約書がないか、いつもと違う様子はないかなど、周囲の方の日頃からの見守りをお願いします。

■お問合せ 消費者ホットライン
☎188(局番なし)

※近くの消費生活センターにつながります

令和5年度全国統一防火標語

火を消して

不安を消して つなぐ未来



山火事予防運動実施中 !!

令和5年度全国山火事防止運動統一標語

「火の確認 山を愛する あなたのマナー」

●期間 令和5年4月1日～令和5年6月10日

例年、この時期には山火事が多く発生しています。空気が乾燥し、強風が吹く気象条件に加え、山では枯葉や枯草が多くなっていることや、山菜採りなどで増える入山者の焚火等により、山火事発生危険性が高い時期となります。その為弘前消防本部では重点目標を定め山火事の予防を行っています。

【山火事予防の重点目標】

- ① 枯草等のある火災の起こりやすい場所では焚火をしない。
- ② 焚火の場所を離れる時には完全に消火すること。
- ③ 強風時及び乾燥時には焚火、火入れをしないこと。
- ④ 火入れの許可は関係機関の許可を必ず受けること。
- ⑤ 煙草の吸殻は必ず消すとともに投げ捨てはしないこと。
- ⑥ 火遊びはしないこと。

山火事予防のご協力よろしくお願い致します。



「災害情報テレホンガイド」 番号変更のお知らせ

令和5年5月1日(月)から消防車の出動等をお知らせする「災害情報テレホンガイド」の番号が変わりました。

新番号は「050・5536・3896」です。

災害情報テレホンガイド
旧 0180-991-995

↓

新 050-5536-3896
令和5年5月1日(月)から

■お問合せ

消防本部通信指令課 ☎32・5101

■大鰐町内の火災・救急発生状況 (令和5年4月末現在)

	令和5年	前年比
火災	2件	+1件
救急	141件	-7件



特殊詐欺の被害をなくそう！

●青森県内の特殊詐欺発生状況等

令和5年3月末現在の特殊詐欺の認知件数は25件（前年同期比+20件）、被害金額は約4,175万円（前年比約+約2,205万円）、未然防止件数24件（前年比+13件）です。

◆◆ATMでお金を受け取る操作はできません◆◆

携帯電話を使用しながらATMを操作している方を見かけましたら、声をかけ、操作を中断していただくをお願いします。

電話やメールによるお金の話は、一人で対応せず、必ず家族や友人、金融機関または最寄りの警察署に相談して下さい。また対策として、電話やメールで自分や家族の個人情報（氏名、生年月日、勤務先など）を聞かれたときは、不用意に教えないよう心がけましょう。

警察相談専用電話

☎# 9110 または 017・735・9110

子供に関する相談は少年サポートセンターへ

●少年サポートセンターは何をしているところ？

非行や犯罪被害などの問題を抱えた少年の立ち直りを支援する機関です。

少年自身や保護者からの相談を受けるほか、検挙・補導された少年や問題行動のある少年、被害に遭った少年が、犯罪を繰り返さない（再非行防止）、問題行動がエスカレートしない（未然防止）、再被害に遭わない（再被害防止）よう、少年や保護者に寄り添い、継続的な支援活動を行っています。

●どんな活動をしているの？

【少年相談活動】少年のことなら、相談者、内容は問いません。相談内容によって他の機関を紹介することもできます。

【継続支援活動】面接、電話による専門的な助言指導のほかに、修学、就労支援活動、農業体験活動（地域と連携）、学習支援・物作り体験活動（ボランティアと連携）なども行っています。

●少年サポートセンターはどこにあるの？

・弘前少年サポートセンター（弘前警察署内）

☎35・7676

受付時間：月～金 8時30分～17時15分（祝日・年

末年始を除く）

【少年サポートメール】

youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）

横断歩道は歩行者優先

JAFによる「信号機のない横断歩道における実態調査」で、青森県内の横断歩道手前での一時停止率は、過去最高の56.7%となり、初めて全国平均を上回り全国7位と上位に入りました。

	本県	全国	
令和4年	56.7%	39.8%	全国7位
令和3年	14.0%	30.6%	ワースト3位
令和2年	12.9%	21.3%	ワースト9位

車両等は、横断歩道に接近する場合、

- ①近くに歩行者がいないか確認
- ②横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- ③横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止するようにしなければなりません。

※これらのルールに違反すると、「横断歩行者等妨害等」の違反となります。

～あなたの心に寄り添う相談電話「性犯罪被害110番」があります～

青森県警察本部では、性犯罪の被害にあわれた方やそのご家族・ご友人の方等を対象とした、性犯罪被害専用の相談電話「性犯罪被害110番」を設置しています。

●被害にあわれたら

・まずは相談してください。 ・相談者の希望に添った対応をします。 ・プライバシーは厳守します。

●相談窓口はこちら

性犯罪被害110番
☎0120・89・7834
全国共通相談電話# 8103

●被害届を出す

捜査の担当は、被害にあわれた場所を管轄する警察署となります。

相談窓口から管轄警察署または最寄りの警察署へ連絡しますので、各警察署と調整して、裁判に必要な書類作成等の協力をお願いします。また、被害者の精神的、経済的負担を軽減するための各種支援がありますので、お気軽にお尋ねください。

●覚えておいてほしい「被害にあうと起こること」

- ▶心や考え方の変化・自分を責める など
- ▶体の変化や不調・吐き気、不眠、頭痛・腹痛 など
- ▶行動や生活の変化・集中力の低下、人を避けるようになる など



6月のおすすめレシピは・・・

オクラの甘辛 そばろ炒め



材料名	分量（4人分）	
オクラ	12本	
塩（板ずり用）	少々	
お湯（ゆで用）	適量	
にんじん	1/4本	
豚ひき肉	200g	
ごま油	大さじ1	
A	砂糖	小さじ1
	しょうゆ	大さじ1
	みりん	大さじ1

◆作り方

- ①オクラは塩をふりかけて、板ずりする。
- ②①を30秒ほどゆでてから流水にさらし、水気をきってヘタやがくをおとす。
- ③②と皮をむいたにんじんを斜め切りにする。
- ④フライパンでごま油を熱し、ひき肉を炒める。
- ⑤ひき肉に火が通ったら、③とAを加え、からめながら炒める。

★気になる栄養価（1人分）は？

エネルギー /172kcal、たんぱく質 /9.7g、脂質 /11.7g、炭水化物 /5.4g、食塩相当量 /0.7g

★レシピのポイント！

板ずりでうぶ毛の下処理をすることにより、舌触りや茹で上がりの色が良くなります。

■レシピに関するお問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

～今月の栄養コラム～

オクラは育ちすぎると、硬さや苦味がでてきます。小ぶりでうぶ毛が均一に密集しており、ヘタが黒ずんでいないものを選びましょう。

オクラに含まれるペクチンには、血糖値の上昇を緩やかにしたり、コレステロールの排泄を促す働きがあります。血糖値やコレステロール値が高めの方や気になる方は、食事の最初にオクラを食べましょう。

大鰐町民は野菜の摂取量が少ないです。

食事に野菜をたくさん取り入れましょう！



※レシピは町ホームページにも掲載しています。



行事予報



6 月

■天候等による日程の変更にご注意ください

3日(土) ○第27回万国ホラ吹き大会

7 月

中旬～8月中旬 ○大鰐温泉サマーフェスティバル

◎『広報おおわに』に掲載の各種催しについて

本誌に掲載した各種催し・教室等について、天候等の影響や社会情勢により、中止や延期、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■4月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

※4月生まれはいませんでした。



大鰐町の人口と世帯数

令和5年4月末日現在

人口	8,589人
前月比	-20人
男	3,950人
女	4,639人
平均年齢	57.0歳
世帯数	4,103世帯
前月比	-5世帯

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・畑 中 トキ子 (82歳) 虹貝新田
- ・山上 政 則 (84歳) 蔵館5B
- ・対馬 とみゑ (88歳) 蔵館5A
- ・山中 トシエ (85歳) 居土
- ・原子 正 幸 (64歳) 元長峰
- ・松山 テ ッ (97歳) 元長峰
- ・成田 和 則 (45歳) 大鰐6B
- ・岩 淵 喜代一 (73歳) 宿川原
- ・三 浦 ミツエ (89歳) 早瀬野
- ・岸 シ ヌ (80歳) 唐牛
- ・佐々木 賢 正 (82歳) 唐牛

毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

津軽
広域

連合だより

※津軽広域連合は、弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の8市町村により、要介護認定審査・障害支援区分判定審査のほか、各種ソフト事業などのさまざまな事務事業を共同で実施する特別地方公共団体です。



平川市 蓮の花まつり

(平川市)

猿賀神社境内にある鏡ヶ池では、7月中旬から8月下旬にかけて、淡いピンクの蓮の花を楽しむことができます。



池一面に広がる蓮の花と真っ赤な社が織りなす絶景をご覧になれるほか、まつり期間中は、たくさんのイベントや出店も予定されています。ぜひ、この機会に足を運んで、夏の猿賀神社を堪能してみたいかがでしょうか。

※開花状況により開催時期が変更となる場合がございます。

■とき 7月22日(土)～8月27日(日)
9時～17時

■ところ 猿賀神社・猿賀公園

■お問合せ (一社)平川市観光協会 ☎40・2231

田んぼアート

(田舎館村)

色の異なる稲を使い、田んぼをキャンバスに描きます。今年は、「門世の柵と真珠の耳飾りの少女」、「ONE PIECE」がテーマです。



所蔵：棟方志功記念館

■第1会場 田舎館村展望台(役場4階展望デッキ)
5月29日(月)～10月9日(月・祝)

【休館日】10月1日(日)

■第2会場 弥生の里展望所(道の駅いなかだて「弥生の里」内) 6月10日(土)～10月9日(月・祝)

■お問合せ 田舎館村役場企画観光課 ☎58・2111

市町村イベントカレンダー

とき	イベント名	内容/お問合せ
6月	～7/2	隙あらば猫～町田尚子絵本原画展～ 絵本作家・画家として近年注目される町田尚子氏の絵本原画をご紹介します。 ●弘前市立博物館 ☎35・0700
	～R6/3/21	企画展・小説「花はくれない」～佐藤愛子が描いた父・紅緑～ 佐藤紅緑の74年の生涯と文業を、佐藤愛子『花はくれない』の文章でたどり紹介します。 ●弘前市立郷土文学館 ☎37・5505
	6/24・25	白神カップカヌー大会 2023カヌーワイルドウォータージャパンカップ第3戦 2023カヌースラロームジャパンカップ第2戦 国内最高峰のカヌー大会。全国各地から集まった選手たちが、激流に挑み熱戦を繰り広げます。 ●西目屋村カヌー大会実行委員会事務局 ☎85・2858
	6/25	ふじワングランプリ2023 藤崎町の特産品を使ったオリジナルメニューを考案・販売し、人気を競う食の祭典です。 ●藤崎町経営戦略課 ☎88・8258
～6月下旬	板柳町ふるさとセンター 農業収穫体験 カラフルなミニトマト収穫体験は1人200円。利用可能日や時間はお問い合わせください。 ●板柳町ふるさとセンター ☎72・1500	
7月	7月上旬(予定)	横町納涼夜店まつり 七夕の時期に、中心商店街にある横町通りにたくさんの短冊や出店が、立ち並びます。 ●黒石商店街協同組合 ☎53・6030
	7/15～9/18	「バカ」がつくほど愛してる。～津軽塗・こぎん・ねぶた～ 津軽の伝統工芸である「津軽塗」、「こぎん」、更には津軽の夏を彩る「ねぶた」にスポットを当てます。 ●弘前市立博物館 ☎35・0700
	7/15～12/14	ふじめぐり総選挙2023 対象店舗のレシートを集めてお気に入りの店舗に投票。抽選で豪華賞品が当たります。 ●藤崎町経営戦略課 ☎88・8258
	7月中旬～8月中旬	2023大鰐温泉サマーフェスティバル 丑湯まつりをはじめ、ねぶたまつり、納涼ふえあなど様々な夏祭りイベントです。 ●同実行委員会事務局 ☎55・6561
	7/16	クラシックカークラブ青森ミーティングinこみせ 1975年以前の懐かしい旧車が、中町こみせ通りに全国からたくさんの旧車が集結します。 ●黒石商店街協同組合 ☎53・6030
	7月下旬(予定)	丑湯まつり 温湯地区(黒石市) 丑の御神体を乗せた神輿を子供たちが引きます。450年以上の歴史がある温湯温泉ならではの伝統行事です。 ●温湯温泉共同浴場 鶴の名湯 ☎54・8591
	7/22・23	にしめやランド2023 西目屋村全体をフィールドとし、ステージショーやアクティビティなど様々な催しを開催する大型イベント。 ●目屋観光協会 ☎85・2800
	7/23	サマーフェスティバル 夏のりんご公園で家族と一緒に楽しもう！ ●弘前市りんご公園まつり事業実行委員会事務局 ☎40・2354
	7/28～8/20	まちなかクラフト村 弘前工芸舎・夏限定企画展 津軽の美しい風土に育まれた工芸品の展示販売会です。 ●弘前市産業育成課 ☎32・8106
	7/30～8/5	黒石ねぶた祭り 県内有数の運行台数を誇り、合同運行では、多くのねぶたが出陣します。 ●黒石青年会議所 ☎52・3369
8月	8/2～8/3	平川ねぶたまつり2023 約30台の大きささまざまなねぶたに加え、高さ12mの世界一の扇ねぶたが出陣します。 ●平川ねぶたまつり実行委員会 ☎44・3055
	8/4	第46回田舎館村ねぶた合同運行 各地区の子どもからお年寄りまで参加し、村内外からねぶたが集結します。 ●田舎館村中央公民館 ☎58・2250
	8/9～8/10	2023りんご灯まつり 「ノレサ！ソレサ！」の掛け声で町内を練り歩く『りんご山笠』が運行します。 ●板柳町産業振興課 ☎73・2111
	8/14	平川あどの祭り ねぶたの展示・運行のほか、ステージイベントなど様々な催しが行われます。 ●平川市商工観光課 ☎44・1111

自動車税種別割の納付はお早めに

県では、6月上旬に自動車税種別割の納税通知書をお送りしています。

今年度の自動車税種別割の納期限は6月30日(金)です。お早めに、お近くのコンビニエンスストア、金融機関又は県税部などで納めてください。

●納める人 県内に主たる定置場がある自動車の4月1日現在における自動車登録上の所有者(割賦販売などで自動車販売店が所有権を留保している場合は、自動車の使用者)

●主な納付場所

全国の主なコンビニエンスストア・MK設置店、銀行・信用金庫・信用組合の本支店、郵便局、県内の農協等の本支店。

このほか、クレジットカードや電子マネー等による納付が可能です。

※納期限を超過したときは、コンビニエンスストアで取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

※口座振替の申し込みをされた方は、納期限の日が振替日となります。

※クレジットカードや電子マネー、インターネットバンキングによる納付については、納税通知書に同封されているチラシや県ホームページをご覧ください。この場合、インターネット接続が可能なパソコンやスマートフォン、タブレットが必要となります。

なお、クレジットカード納付の場合は、収納金額に応じた手数料をご負担いただきます。自動車税種別割についての詳しい内容や

ご不明な点、納税通知書が届かない場合などは、中南地域県民局県税部納税管理課までお問い合わせください。

中南地域県民局県税部納税管理課
 ☎ 32・11331 (内線233、333)
 ☎ 32・4341 (直通)

**ごいのい案内
 ～自死遺族のごいのい～**

青森県立精神保健福祉センターでは、大切な人を亡くされた方が集まり、「誰かに話を聞いてほしい」「話をしたい」ときに安心して話せる、安心して聴ける場として「ごいのい」を開催します。その場にいるだけでも、聴くだけでも構いません。個人情報や、お話の内容等の秘密は守ります。

●場所・日程

- ▼弘前市民会館2階中会議室 令和5年7月30日(日) 13時30分～15時30分
 - ▼八戸ユートリー4階研修室 令和5年9月10日(日) 13時30分～15時30分
 - ▼青森市民ホール1階会議室1 令和5年11月25日(土) 13時30分～15時30分
 - ▼弘前市民会館2階中会議室 令和6年1月20日(土) 13時30分～15時30分
 - ▼八戸ユートリー4階研修室 令和6年3月9日(土) 13時30分～15時30分
- 対象 自死でご家族やご友人、恋人など、身近な人を亡くされた方。
- その他 新型コロナウイルス感染状況等によっては開催できない場合があります。開催の可否については事前にお電話でご確認ください。

確認ください。

青森県立精神保健福祉センター
 ☎ 017・787・3951 (平日8時30分～17時15分)

夏季町民登山教室

大鰐山岳会では次のとおり、令和5年度夏季町民登山教室の参加者を募集いたします。

- 開催日 6月25日(日)
- 目的 八甲田山系赤倉岳(標高1,548m)
- 集合場所 大鰐町役場前駐車場へ、6時45分までに集合、7時出発。
- 参加費 大人3,000円、小・中学生2,000円(往路 八甲田ロープウェイ利用)
- 参加資格 小学校高学年以上(小・中学生は家族同伴が原則)但し、心臓病及び高血圧症治療中の方はご遠慮下さい。
- 申込み場所 熊井良一(大鰐町大字宿川原字山下42の7番地) ☎ 47・5383
- 締切り 令和5年6月18日(日)
- 携行品 山歩きに適した服装で、次のものを携行すること。『登山靴、雨具、ヤッケ、着替、手袋、水筒、昼食、予備食等。』

※当日雨天の場合は、予定のコースを変更する場合があります。

熊井良一(大鰐町大字宿川原字山下42の7番地) ☎ 47・5383

一人で悩んでいませんか?
自立に向けた相談窓口のご案内
 あなたの生活の
困りごとや心配
 「なにをどうすればいいかわからない」と立ち止まらずに一緒に進んでみませんか? どなたでもご相談ください。

中南地域総合相談窓口 (対象地域:西目屋村・藤崎町・大崎町・田舎館村・板柳町)
 南津軽郡藤崎町西豊田1-3
 電話 0172-88-6899 FAX 0172-88-6899 ☎ 0172-88-8637

フリーダイヤル ☎ 0800-800-7114
スマホからでも相談無料・通話料無料

1歳の記念に写真を掲載して
 みませんか? (9月号掲載)

★対象 7月～9月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

★掲載内容 お子さんの写真・氏名(ふりがな)・生年月日・住所(町内まで)

★応募方法
 ①お子さんの写真データ1枚 ※写真データは5MB以内
 ②お子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別・住所(町内も)、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント(お子さんに向けてのひと言など)を記入したものを左記のものを8月8日(火)【※必着】までにご応募ください。Eメールでの応募の際は、件名に「子どもの写真」と記入をお願いします。※なお、件名の記入や必要事項に漏れがあると掲載できない場合がありますので、ご注意ください。

★お問合せ・ご応募先
 大鰐町総務課人事行政係
 ☎ 48・2111 (代)
 Eメール koho@town.owani.lg.jp

わが家のめぐこ

1歳の誕生日おめでとう



令和5年4月から6月に1歳の誕生日を迎えるお子さんを紹介します！

※令和5年7月から9月に1歳の誕生日を迎える、お子さんの募集については、17ページに記載しています。



やまぐち えな
山口 笑苗 ちゃん
R 4. 5. 10. 生 (虹貝)

いつもニコニコ笑顔がいつぱいの笑苗ちゃん。これからもスクスクと元気に大きくなってね。誕生日おめでとう！



さとう じょう
佐藤 成 くん
R 4. 5. 15. 生 (鯖石)

1歳のお誕生日おめでとう♡！
いっぱい食べて、寝て、笑って、
遅く大きくなあれっ☆

町税は「地方税お支払サイト」からお支払できます

納付済通知書の右下にeL | QRが印字されている納付済通知書は、地方税お支払サイトからのお支払が可能です。

24時間365日、ご自宅やお出掛け先からでもお支払手続きができますので、ぜひご利用ください。

詳しくは地方税お支払サイトのホームページをご覧ください。

【地方税お支払サイトから納付できる町税】

- ・町県民税（普通徴収分） ・固定資産税（鉱泉地分の納付はできません）
- ・軽自動車税（種別割） ・国民健康保険税

令和5年4月から eL があれば 地方税のお支払が便利・簡単に!!
24時間365日、いつでもどこでもお支払可能!!

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。

eLマーク eL-QR eL番号

詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用書はホームページ)
<https://www.payment.eltax.ltg.jp/>

スマホやパソコンでもお支払が可能
役所窓口でもお支払が可能
利用可能なスマホ決済アプリは、地方税お支払サイトでご確認ください

地方税共同機構
LTA LOCAL TAX AUTHORITY

よくあるご質問 Q & A

Q どのような支払方法が利用できますか?
A 地方税お支払サイトでは「クレジットカード払い」「インターネットバンキング」「口座振替」等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。
※口座振替は、事前にeL-TAXの利用者登録と口座振替登録が必要です。

Q 支払の前に何か準備は必要ですか?
A 特別な準備は必要ありません。お手持に「納付書を用意して、地方税お支払サイトへアクセス」してスマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払ください。

Q どのような納付書が利用できますか?
A お手持の納付書に「eLマーク」の記載がある納付書が利用できます。
※なお、「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。

Q いつ利用できますか?
A 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。
※利用時間によっては、遅延が生じる場合があります。
各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。
※いずれもシステムのメンテナンス時は利用できません。

Q どのような税目で利用できますか?
A 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割で利用できます。その他の税目については自治体により異なりますので、詳しくは「納付書の送付元」にお問合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.payment.eltax.ltg.jp/> 地方税お支払サイト 検索

●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



今月の表紙

5月12日に大鰐中学校1年生による、つつじ記念植樹が行われました。

将来の夢や目標などを書いた木札をつつじの苗木にくくりつけ、大きく育つようお願いを込めてつつじを植えていました。

広報おおわに No.737

令和5年6月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3

TEL 48・2111
FAX 47・6742

H P <http://www.town.owani.lg.jp/>

発行部数 4,000部



わになってみんなポカポカ 大鰐町



大鰐町H.Pへ
ジャンプします